

宮崎県教育委員会告示第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を次のとおり定める。

なお、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員（平成14年宮崎県教育委員会告示第1号）は廃止する。

平成30年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 四本 孝

教育行政に関する相談に関する事務を行う職員

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定により、教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を次のとおり指定する。

教育庁教育政策課の企画調整を担当する職員及び教育事務所総務課の職員